県章

和歌山県報

発行　和　歌　山　県
和歌山市小松原通一丁目１番地
毎週火、金曜日発行

目　　次（＊については県例規集登載事項）　　（取扱課室名）　ページ

○　公安委員会規則
＊12　和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1
＊13　運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定に関する施行細則の一部を改正する規則 12
＊14　和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則 15

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第12号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月12日

和歌山県公安委員会委員長　竹　山　早　穂

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（警察署長の許可による駐車禁止等の解除） 第８条　略 ２～７　略 ８　許可証の交付を受けた者（以下この条において「被交付者」という。）は、当該駐車許可に係る車両を当該駐車許可を受けた場所に駐車させている間、車両の前面の見やすい箇所に当該許可証を掲出しなければならない。 ９～12　略	（警察署長の許可による駐車禁止等の解除） 第８条　略 ２～７　略 ８　許可証の交付を受けた者（以下この条において「被交付者」という。）は、当該駐車許可に係る車両を駐車させている間、車両の前面の見やすい箇所に当該許可証を掲出するとともに、警察官の指示があった場合は、これに従わなければならない。 ９～12　略
（運転経歴証明書の記載事項の変更及び運転経歴情報の変更の届出） 第26条の４　施行規則第30条の10第１項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出をしようとする者又は施行規則第30条の15第１項の規定による運転経歴情報の変更の届出をしようとする者は、運転経歴証明書記載事項変更届（別記様式第17号の８）を運転免許課長又は警察署長に提出しなければならない。	（運転経歴証明書の記載事項の変更及び運転経歴情報の変更の届出） 第26条の４　施行規則第30条の10第１項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出をしようとする者又は施行規則第30条の15第１項の規定による運転経歴情報の変更の届出をしようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を運転免許課長又は警察署長に提出しなければならない。 ⑴　変更前における住所が和歌山県内にある者が住所又は氏名の変更を届け出る場合　運転経歴証明書記載事項変更届（別記様式第17号の８） ⑵　変更前における住所が和歌山県外にある者が住所の変更を届け出る場合又は住所の変更に併せて氏名の変更を届け出る場合　運転経歴証明書記載事項変更届（別記様式第17号の９） ⑶　生年月日及び性別の変更を届け出る場合　運転経歴証明書記載事項変更届（別記様式第

（運転経歴情報の抹消） 第26条の５　略 ２　施行規則第30条の16第２項に規定する運転経歴情報の記録を受けた者で、運転経歴情報を抹消しようとするものは、運転免許経歴証明書返納・運転経歴情報抹消届（別記様式第17号の９）を運転免許課長又は警察署長に提出しなければならない。	17号の10） （運転経歴情報の抹消） 第26条の５　略 ２　施行規則第30条の16第２項に規定する運転経歴情報の記録を受けた者で、運転経歴情報を抹消しようとするものは、運転免許経歴証明書返納・運転経歴情報抹消届（別記様式第17号の11）を運転免許課長又は警察署長に提出しなければならない。

別記様式第9号（表面）を次のように改める。

別記様式第9号（第13条関係）

※整理番号

（表面）

安全運転管理者に関する届出書

年　月　日

和歌山県公安委員会　殿

安全運転管理者を選任、解任
届出記載事項(①・③・⑤・⑨)を変更 } したので
お届けします。

① 届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
〒
住　所
（電話　　）

② 選任年月日	年　月　日				
③ 安全運転管理者氏名	(ふりがな)				
④ 資格要件	生年月日（年齢）	大昭平　年　月　日（　歳）			
	運転の管理経験	1 2年以上	2 公安委員会の教習修了者で1年以上	3 公安委員会の認定	
⑤ 職務上の地位	1 使用者　2 課長以上　3 係長 4 主任　5 その他（　　）				
⑥ 安全運転管理者が運転免許を持っている場合	免許の種類				
	免許年月日	・・	・・	・・	
	免許証等番号				
⑦ 安全運転管理者の勤務の態様	勤務	日勤　隔日 その他（　　）			
	副安全運転管理者の有無	あり（　　名）　なし			

⑧ 安全運転管理者の略歴（運転管理に関する経歴）

勤務期間	勤務所名	職務上の地位	業務内容
自・・ 至・・			
自・・ 至・・			
自・・ 至・・			
自・・ 至・・			

⑨ 使用の本拠

名称	(ふりがな)
位置	
業種別	1 官公署　2 公社公団等　3 農業 4 林業　5 漁業　6 鉱業　7 建設業 8 製造業　9 卸･小売業　10 不動産業 11 金融保険業　12 運輸業 13 電気ガス業　14 通信業 15 サービス業　16 その他（　　）

使用の本拠における自動車台数・運転者数

⑩ 自動車台数

乗用						貨物						大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計
大型	中型	準中型	普通	軽		大型	中型	準中型	普通	軽						

⑪ 運転者数

免許種別	大型		中型		準中型	普通		大特		大自二	普自二	小特	計
	一種	二種	一種	二種		一種	二種	一種	二種				

⑫ 前安全運転管理者

解任年月日	年　月　日
氏名	
解任事由	1 死亡　2 退職　3 転任 4 解任命令　5 減車 6 その他（　　）

備考

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第9号の2（表面）を次のように改める。

別記様式第9号の2（第13条関係）

※整理番号

（表面）

副安全運転管理者に関する届出書

年　月　日

和歌山県公安委員会　殿

副安全運転管理者を選任、解任
届出記載事項（①・③・⑤・⑨）を変更　したので
お届けします。

① 届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
〒
住　所
（電話　　）

② 選任年月日	年　月　日			
③ 副安全運転管理者氏名	（ふりがな）			
④ 資格要件	生年月日（年齢）	大昭平　年　月　日（　歳）		
	1 運転の管理経験１年以上	2 運転の経験期間３年以上	3 公安委員会の認定	
⑤ 職務上の地位	1 使用者　2 課長以上　3 係長 4 主任　5 その他（　）			
⑥ 副安全運転管理者が運転免許を持っている場合	免許の種類			
	免許年月日	・・	・・	・・
	免許証等番号			
⑦ 副安全運転管理者の勤務の態様	勤務	日勤　隔日 その他（　）		
	他の副安全運転管理者の有無	あり（　名）　なし		

⑧ 副安全運転管理者の略歴（運転管理に関する経歴）

勤務期間	勤務所名	職務上の地位	業務内容
自・・ 至・・			
自・・ 至・・			
自・・ 至・・			
自・・ 至・・			

⑨ 使用の本拠

名称	（ふりがな）
位置	
安全運転管理者の氏名	
業種別	1 官公署　2 公社公団等　3 農業 4 林業　5 漁業　6 鉱業　7 建設業 8 製造業　9 卸・小売業　10 不動産業 11 金融保険業　12 運輸業 13 電気ガス業　14 通信業 15 サービス業　16 その他（　）

使用の本拠における自動車台数・運転者数

⑩ 自動車台数

乗用					貨物					大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計
大型	中型	準中型	普通	軽	大型	中型	準中型	普通	軽					

⑪ 運転者数

免許種別	大型		中型		準中型	普通		大特		大自二	普自二	小特	計
	一種	二種	一種	二種		一種	二種	一種	二種				

⑫ 前管理副安全運転者

解任年月日	年　月　日
氏名	
解任事由	1 死亡　2 退職　3 転任 4 解任命令　5 減車 6 その他（　）

備　考

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第17号の7から別記様式17号の9までを次のように改める。

別記様式第17号の7（第26条の3関係）

１枚目

申請日	年　月　日

運転経歴証明書交付・再交付等申請書

和歌山県公安委員会　殿

太い線の枠内のみハッキリ記入してください。

申請区分	□　交付等申請　□　再交付等申請　→　どちらかにレを記入してください。		
住　所			
フリガナ			
氏　名			
生年月日	年　月　日	電話番号	
※再交付を申請する理由			
※記載事項の変更の有無	有　・　無		
現に有する運転経歴証明書 運転経歴情報記録個人番号カード		手続後に希望する運転経歴証明書 運転経歴情報記録個人番号カード	
備考			

※印の欄は再交付申請の場合のみ記入。

交付・再交付　手数料

２枚目

申請日	年　月　日
受理警察署	警察署

運転経歴証明書交付・再交付等申請書

和歌山県公安委員会　殿

写　真

太い線の枠内のみハッキリ記入してください。

免許証番号		免許情報記録番号	
交付年月日			
申請区分	□　交付等申請　□　再交付等申請　→　どちらかにレを記入してください。		
住　所			
フリガナ			
氏　名			
生年月日	年　月　日	電話番号	
※再交付を申請する理由			
※記載事項の変更の有無	有　・　無		
現に有する運転経歴証明書 運転経歴情報記録個人番号カード		手続後に希望する運転経歴証明書 運転経歴情報記録個人番号カード	
備考			

別記様式第17号の8（第26条の4関係）

（その１）

運転経歴証明書記載事項変更届（氏名・住所）

和歌山県公安委員会　殿

届出日	年　月　日
フリガナ	
届出者氏名	
生年月日	年　月　日

太い線の枠内のみハッキリ記入してください。

現在の記載内容	フリガナ			
	氏名			
	住所			
変更する記載内容（変更内容にレを記入）	□	フリガナ		
	□	新氏名		
	□	新住所		
運転経歴証明書番号			運転経歴情報記録番号	
備考				

（その２）

運転経歴証明書記載事項変更届(生年月日)

和歌山県公安委員会　殿

届出日	年　月　日
フリガナ	
届出者氏名	

太い線の枠内のみハッキリ記入してください。

現在の記載内容	生年月日	年　月　日	
変更する記載内容	生年月日	年　月　日	
運転経歴証明書番号		運転経歴情報記録番号	
備考			

別記様式第17号の9（第26条の5関係）

申請日	年　月　日

運転経歴証明書返納・運転経歴情報抹消届

和歌山県公安委員会　殿

太い線の枠内のみハッキリ記入してください。

申請区分	□　運転経歴証明書の返納　□　運転経歴情報抹消　→　どちらかにレを記入してください。
住　所	
氏　名	
生年月日	年　月　日
現に有する運転経歴証明書 運転経歴情報記録個人番号カード	
手続後に希望する運転経歴証明書 運転経歴情報記録個人番号カード	

別記様式第17号の10及び別記様式第17号の11を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和7年12月15日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県公安委員会規則第13号

運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定に関する施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月12日

和歌山県公安委員会委員長　竹　山　早　穂

運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定に関する施行細則の一部を改正する規則

運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定に関する施行細則（平成12年和歌山県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号及び別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第2号（第3条関係）

変　更　事　項　届　出　書

年　月　日

和歌山県公安委員会　殿

住　所
届出者
氏　名

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第７条第１項（運転免許取得者等検査の認定に関する規則第８条第１項）の規定により、変更事項の届出をします。

運転免許取得者等教育（運転免許取得者等検査）に使用している施設の名称	
運転免許取得者等教育（運転免許取得者等検査）に使用している施設の所在地	
変更する記載事項	
変更後の記載事項	
変更日	
備考	

備考　１　届出者が法人であるときは、届出者欄には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第3号（第3条関係）

添　付　書　類　変　更　届　出　書

年　　月　　日

和歌山県公安委員会　殿

住　所
届出者
氏　名

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第７条第３項（運転免許取得者等検査の認定に関する規則第８条第３項）の規定により、添付書類の変更について届出をします。

運転免許取得者等教育（運転免許取得者等検査）に使用している施設の名称	
運転免許取得者等教育（運転免許取得者等検査）に使用している施設の所在地	
変更する添付書類の内容	
変更後の添付書類の内容	
変　更　日	
備　考	

備考　１　変更後の書類を添付すること。
２　届出者が法人であるときは、届出者欄には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
３　変更する添付書類の内容欄には、変更する添付書類の名称を記載すること。
４　変更後の添付書類の内容欄には、変更内容を記載すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和7年12月15日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県公安委員会規則第14号

和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月12日

和歌山県公安委員会委員長　竹　山　早　穂

和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成17年和歌山県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（定義） 第２条　略 ２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 ⑴　略 ⑵　電子署名　次に掲げるものをいう。 ア　電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第１０２号）第２条第１項に規定する電子署名 イ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名 ⑶　略	（定義） 第２条　略 ２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 ⑴　略 ⑵　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第１０２号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。 ⑶　略
（申請等の指定） 第３条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第１５１号。以下「情報通信技術活用法」という。）第６条第１項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等であって、情報通信技術活用規則第11条第１項の規定に基づき公安委員会が定めたときは、当該申請等の根拠となる法令等の名称をインターネットを利用する方法により公表するものとする。	（申請等の指定） 第３条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第１５１号。以下「情報通信技術活用法」という。）第６条第１項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等であって、情報通信技術活用規則第11条第１項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるものは、別表の左欄に掲げる法令等の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。
（申請等に係る電子情報処理組織） 第４条　情報通信技術活用法第６条第１項に規定する電子情報処理組織であって情報通信技術活用規則第11条第２項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条	（申請等に係る電子情報処理組織） 第４条　情報通信技術活用法第６条第１項に規定する電子情報処理組織であって情報通信技術活用規則第11条第２項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条

例第３条第１項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第５条　情報通信技術活用法第６条第１項又は情報通信技術活用条例第３条第１項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、次に掲げる事項を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

⑴～⑶　略

２　前項に規定する方法により申請等をする者は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（情報通信技術活用条例第３条第１項に規定する県の機関の使用に係る電子計算機又は公安委員会等が指定する電子計算機から認証できるものに限る。第14条第１項第１号において同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

⑴～⑷　略

３　公安委員会等が識別符号及び暗証符号の入力を要することとしている申請等をする者は、事前に入手した識別符号及び暗証符号をその使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

４　公安委員会等は、第１項に規定する方法により申請等をする者が、同項の規定により入力する事項を入力する場合において、当該申請等をする者の定款その他の基本約款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令等の規定にかかわらず、当該定款その他の基本約款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

５　法令等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第１項の規定に基づき当該書面等のうち１通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第７条　情報通信技術活用法第６条第６項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合であって情報通信技術活用規則第11条第２項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるとき及び情報通信技術活用条例第３条第６項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

⑴～⑶　略

⑷　申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第５条第１項の規定による入力が困難である場合

例第３条第１項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第５条　情報通信技術活用法第６条第１項又は情報通信技術活用条例第３条第１項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、次に掲げる事項を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、又は公安委員会等が指定する電子計算機に送信して、申請等を行わなければならない。

⑴～⑶　略

２　公安委員会等が電子署名を要することとしている申請等をする者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（情報通信技術活用条例第３条第１項に規定する県の機関の使用に係る電子計算機又は公安委員会等が指定する電子計算機から認証できるものに限る。第14条第１項第１号において同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

⑴～⑷　略

３　公安委員会等が識別符号及び暗証符号の入力又は送信を要することとしている申請等をする者は、事前に入手した識別符号及び暗証符号をその使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

４　法令等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第１項の規定に基づき当該書面等のうち１通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力又は送信がなされたものとみなす。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第７条　情報通信技術活用法第６条第６項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合であって情報通信技術活用規則第11条第２項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるとき及び情報通信技術活用条例第３条第６項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

⑴～⑶　略

⑸　前各号に掲げるもののほか、申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と公安委員会等が認める場合

２　略

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第８条　情報通信技術活用法第７条第１項に規定する電子情報処理組織であって情報通信技術活用規則第11条第２項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第４条第１項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第９条　略

２　前項に規定する方法により処分通知等を行う場合において、公安委員会等は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて送信するものとする。

３　公安委員会等は、処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になったときから24時間以内に記録しない場合その他公安委員会等が必要と認める場合は、第１項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

４　略

２　略

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第８条　情報通信技術活用法第７条第１項に規定する電子情報処理組織であって情報通信技術活用規則第11条第２項の規定に基づき都道府県公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第４条第１項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第９条　略

２　公安委員会等は、処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になったときから24時間以内に記録しない場合その他公安委員会等が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

３　略

別表（第３条関係）

法令等名	規定
道路交通法（昭和35年法律第１０５号）	第74条の３第５項並びに第78条第１項、第４項及び第５項
警備業法（昭和47年法律第１１７号）	第９条、第10条第１項、第11条第１項（第16条第３項及び第17条第２項の規定により準用する場合に限る。）及び第16条第２項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第８条第１項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第９号）	第10条第３項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第５条第１項、第８条第１項及び第８条の５第１項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行	第17条第１項

	規則（平成３年国家公安委員会規則第４号）	
	古物営業法施行規則（平成７年国家公安委員会規則第10号）	第14条の２（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）
	遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第６号）	第26条、第28条第２項及び第３項（第１号イ並びに第２号イ及びハ（第１号イに掲げる書面に該当するものに限る。）を除く。）、第31条第１項、第32条、第33条第１項並びに第41条

附　則

この規則は、令和7年12月15日から施行する。